

## 各務原市ブロック塀撤去補助金交付要綱

(平成23年3月7日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震等災害によるブロック塀の倒壊事故被害を防止し、安全なまちづくりを推進するため、道路に面したブロック塀の撤去を行おうとする当該ブロック塀の所有者等に対し、市が予算の範囲内において各務原市ブロック塀撤去補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀 建築用コンクリートブロックその他これに類する材料で作られた塀（基礎部分のコンクリート等を含む。）をいう。
- (2) 道路 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路その他の一般の用に供している不特定の者が通行する道をいう。
- (3) 所有者等 ブロック塀の所有者及び所有者の同意を得てブロック塀の撤去を行う者をいう。
- (4) 補助対象ブロック塀 ブロック塀の壁面であって、道路面又は申請地の地盤面のいずれか高い方から上部の部分を用いる。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、所有者等とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者に対しては、補助金を交付しないものとする。

- (1) 国、地方公共団体その他これらに準ずる団体
- (2) 道路改良その他の公共事業の補償の対象となるブロック塀の撤去を行う者

(補助事業)

第4条 補助事業は、次の各号のいずれにも該当するブロック塀のうち、補助対象ブロック塀を撤去する事業とする。

- (1) 市内に存すること。
- (2) 道路に面し、かつ当該道路との接道部からブロック塀までの距離が、ブロック

堀の高さの1.5倍以内であること。

(3) 道路面からの高さが40センチメートルを超えるものであること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象ブロック塀1平方メートル当たり1万円により算定する標準事業費の合計額と補助事業に係る所要経費の合計額のいずれか少ない方の額の2分の1以内の額とし、1件当たり30万円を限度とする。ただし、補助金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 面積の最低単位は、0.1平方メートルとし、それ未満は切り捨てて算定するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、小学校の通学路又は避難経路に指定されている道路に面した補助対象ブロック塀の撤去に係る補助金の額は、補助対象ブロック塀1平方メートル当たり1万円により算定する標準事業費の合計額と補助事業に係る所要経費の合計額のいずれか少ない方の額の3分の2以内の額とし、1件当たり30万円を限度とする。ただし、補助金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、各務原市ブロック塀撤去補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長へ提出するものとする。ただし、第5号の書類については、同意により市が公簿等において所有者が確認できる場合は、省略することができる。

(1) 工事前の写真

(2) 平面図

(3) 位置図

(4) 工事の見積書

(5) ブロック塀の所有者が確認できる書類

(6) 所有者以外の者が申請者である場合にあっては、所有者の同意書

2 同一申請場所又は同一申請者による申請は、原則一の年度につき1回とする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条第1項又は第9条第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、各務原市ブロック塀撤去補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(実施報告)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（次条の規定により工事完了後にその申請をした者を除く。）は、速やかに工事を完了し、工事完了した日から1月を経過する日又は当該交付の決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、各務原市ブロック塀撤去補助事業実施報告書兼請求書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長へ提出しなければならない。

(1) 工事完了後の写真

(2) 工事の領収書その他の支払いを証する書類及び工事費の内訳書

(工事完了後の交付申請)

第9条 第6条第1項及び前条の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めたものは、工事完了後においても補助金の交付を申請することができる。この場合において、申請者は、工事が完了した日から3月を経過する日までに、各務原市ブロック塀撤去補助金交付申請書兼請求書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長へ提出するものとする。

(1) 工事前及び工事完了後の写真

(2) 平面図

(3) 位置図

(4) 工事の領収書その他の支払いを証する書類及び工事費の内訳書

(5) ブロック塀の所有者が確認できる書類

(6) 所有者以外の者が申請者である場合にあっては、所有者の同意書

2 前項後段の規定にかかわらず、同項第5号の書類については、同意により市が公簿等において所有者であることを確認できる場合は、省略することができる。

(遵守事項)

第10条 補助金の交付を受けた者は、補助事業を行った場所に再度ブロック塀を設置してはならない。ただし、当該ブロック塀の道路面からの高さが40センチメートル以内である場合又は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第62条の6及び第62条の8の規定に適合する補強コンクリートブロック造の塀である場合にあっては、この限りでない。

(手続の統合及び省略)

第11条 規則第19条の規定により、規則第11条の規定による補助事業の実施報告及び規則第14条第2項の規定による補助金の交付の請求を統合し、並びに規則

第13条の規定による補助金の額の確定を省略するものとする。ただし、第9条第1項の規定による工事完了後の交付申請を行う場合は、規則第19条の規定により、規則第4条第1項の規定による補助金の交付の申請及び規則第14条第2項の規定による補助金の交付の請求を統合し、並びに規則第11条の規定による補助事業の実施報告及び規則第13条の規定による補助金の額の確定を省略するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度の予算に係る補助金についての第3条第1項及び第3項の規定の適用については、同条第1項中「2分の1」とあるのは「3分の2」と、同項及び同条第3項中「30万円」とあるのは「50万円」と、同項中「3分の2」とあるのは「4分の3」とする。

附 則（平成25年6月28日決裁）

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日決裁）

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 改正後の各務原市ブロック塀撤去補助金交付要綱の規定は、平成26年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成30年6月26日決裁）

- 1 この要綱は、平成30年7月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条、第3条及び様式第1号の規定は、この要綱の施行の日以後にブロック塀の撤去を行うものについて適用し、同日前にブロック塀の撤去を行ったものについては、なお従前の例による。
- 3 改正後の第7条及び様式第3号の規定は、この要綱の施行の日以後に補助金の交付の申請をするものについて適用し、同日前に補助金の交付の申請をしたものについては、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月31日決裁）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の各務原市ブロック塀撤去補助金交付要綱の規定はこの要綱の施行の日以後に各務原市ブロック塀撤去補助金の交付の申請をするものに

ついて、第3条の規定による改正後の各務原市接道緑化に関する補助金交付要綱の規定は同日以後に各務原市接道緑化に関する補助金の交付の申請をするものについてそれぞれ適用し、同日前にこれらの補助金の交付の申請をしたものについては、なお従前の例による。

附 則（令和6年3月27日決裁）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日決裁）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の各務原市ブロック塀撤去補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、この要綱の施行の日以後に各務原市ブロック塀撤去補助金（以下「補助金」という。）の交付の申請をするもの（同日前に工事が完了し同日以後に新要綱第9条第1項の規定による申請をするものを除く。）について適用し、同日前に補助金の交付の申請をしたもの及び同日前に工事が完了し同日以後に同項の規定による補助金の交付の申請をするものについては、なお従前の例による。

附 則（令和8年3月31日決裁）

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。